

II 仙台YMCA幼稚園園則

第1章 総 則

第1条 この幼稚園は、仙台YMCAの目的にもとづき、キリスト教保育を基本として、学校教育法第22条及び23条に従って幼児を保育し適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第2条 この幼稚園は仙台YMCA幼稚園という。

第3条 この幼稚園の位置を宮城県仙台市青葉区立町9番7号に置く。

第4条 この幼稚園に入園できるものは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第5条 この幼稚園の定員を120名とし、満3歳の組と満3歳から4歳までの組と満4歳から5歳までの組と満5歳から6歳までの組に分ける。

第2章 保育年限 保育期及び休園日

第6条 この幼稚園の保育年限は1年、2年、3年及び4年未満とする。

第7条 1年を次の三保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

第8条 本園の休園日は次のとおりとする。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律に規定する日

3 夏季休業 7月21日より8月24日まで

4 冬季休業 12月21日より1月9日まで

5 春季休業 3月21日より4月9日まで

6 土曜日

7 本条の規定に関わらず、教育、保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、本条に規定する休園日を登園日とすることがある。

第9条 始業及び終業の時刻は、午前9時より午後1時30分までとする。但し、季節により多少変更することがある。

第3章 教育課程、保育時数及び教職員組織

第10条 教育内容はキリスト教、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作等である。

第11条 1日の保育時数は4時間とし、第10条に従い保育する。

第12条 この幼稚園に次の教職員を置く。

1 園長

2 教諭4名以上

3 園医1名

4 事務職員

5 園長は園務を処理し、所属職員を置く。

第4章 入園、退園、休園、修了及び褒賞

第13条 入園については園長の許可を要する。

第14条 入園しようとするものは、所定の申込書に申込金を添えて提出するものとする。

第15条 休園または退園しようとするものは、その理由を記入して保護者から園長に届け出るものとする。

第16条 この幼稚園所定の保育課程を修了したものには、修了証書を授与する。

第17条 心身の発達著しく、他の模範となるものには、これを褒賞することがある。

第5章 保育料等及び入園準備手数料

第18条

- 1 保育料は所得に応じて、園児が居住する市町村が定める額とする。
- 2 在籍者は出席の有無にかかわらず、毎月15日までにその月分を納入しなければならない。
- 3 正当な理由がなく、保育料を所定の期日までに納入しなかったときは、退園させることがある。
- 4 保育料は、別に定めるところによりその全部又は一部を免除することがある。

第19条 入園準備手数料は30,000円、施設維持費は1年保育20,000円、2年保育35,000円、3年保育50,000円、満3歳児60,000円とし、入園許可の際納入しなければならない。申込金は3,000円とし、願書提出の時に納入しなければならない。

第20条 既納の入園準備手数料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

附則

- 1 この園則は昭和17年6月28日から実施する。
- 2 この園則に必要な細則は園長が定める。
- 3 この園則は昭和44年11月4日に一部改正した。
- 4 この園則中、名称に関する規程については昭和55年4月1日から、休園日に関する規程については平成5年9月1日から、定員及び保育年限に関する規程については平成7年4月1日から、入園準備手数料、施設維持費、申込金に関する規程及び保育料に関する規程については平成27年4月1日から、入園準備手数料については平成28年4月1日から実施する。
- 5 この園則は、平成31年4月1日から実施する。(第5, 6, 9条一部改正)
- 6 この園則中、第8条7号については令和2年7月1日から、第8条6号については令和3年4月1日から実施する。